

平成28年第2回定例会
新冠町議会会議録
第1日(平成28年6月14日)

下線をクリックすると
該当するページへ移動します

◎議事日程(第1日)

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 [会議録署名議員の指名](#)
- 日程第 2 [会期の決定](#)
- 日程第 3 [諸般の報告](#)
- 日程第 4 [行政報告\(町長・教育長\)](#)
- [《町長》](#)
1. [JR日高線の復旧に向けた取組等について](#)
2. [新たな観光振興の取組について](#)
3. [北海道農業振興対策資金融通事業に対する損失補償限度額について](#)
4. [新規就農対策事業の取組状況について](#)
- [《教育長》](#)
1. [教育委員の活動について](#)
2. [学校教育の推進について](#)
3. [新冠町立認定こども園ド・レ・ミの教育・保育について](#)
4. [社会教育の推進について](#)
- 日程第 5 諮問第 1号 [人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて](#)
- 日程第 6 諮問第 2号 [人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて](#)
- 日程第 7 諮問第 3号 [人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて](#)
- 日程第 8 報告第 4号 [例月出納検査の結果報告について](#)
- 日程第 9 報告第 5号 [有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について](#)
- 日程第10 報告第 6号 [株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告について](#)
- 日程第11 報告第 7号 [有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況の報告について](#)
- 日程第12 議案第26号 [辺地に係る総合整備計画の策定について](#)
- 日程第13 議案第27号 [保健師等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例について](#)
- 日程第14 議案第28号 [北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について](#)

日程第15	議案第29号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第16	議案第30号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第17	議案第31号	平成28年度新冠町一般会計補正予算
日程第18	議案第32号	平成28年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
日程第19	議案第33号	平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
日程第20	議案第34号	平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
閉議宣告		

◎出席議員(12名)

1番 竹中進一君	2番 堤俊昭君
3番 氏家良美君	4番 但野裕之君
5番 武田修一君	6番 須崎栄子君
7番 椎名徳次君	8番 秋山三津男君
9番 武藤勝圀君	10番 長浜謙太郎君
11番 鳴海修司君	12番 芳住革二君

◎出席説明員

町長	小竹國昭君
副町長	中村修二君
教育長	杉本貢君
会計管理者	堤秀文君
総務課長	中村義弘君
町民生活課長	佐渡健能君
税務課長	湊昌行君
保健福祉課長	鷹觜寧君
建設水道課長	坂東桂治君
産業課長兼農業委員会事務局長	島田和義君
企画課長	佐藤正秀君
教育委員会管理課長	工藤匡君
教育委員会社会教育課長	山本政嗣君
診療所事務長	坂本隆二君
特別養護老人ホーム所長	山下利幸君
総務課総括主幹	新宮信幸君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
町民生活課総括主幹	山谷貴君
建設水道課総括主幹	関口英一君
建設水道課総括主幹	本間浩之君
産業課総括主幹	坂本博君
教育委員会社会教育課総括主幹	竹内修君
農業委員会事務局次長	長谷川誠君
収納対策本部次長	田村一晃君
税務課総括主幹	杉山結城君
企画課総括主幹	佐々木京君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長	原田和人君
議会事務局副主幹	曾我和久君

(開会 10時00分)

○議長(芳住革二君) 皆さん、おはようございます。

◎開会宣告

○議長(芳住革二君) ただいまから、平成28年第2回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長(芳住革二君) ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(芳住革二君) 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(芳住革二君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 竹中 進一議員、2番 堤 俊昭 議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(芳住革二君) 日程第2 会期の決定 を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの7日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの7日間とすることに決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため、6月15日、16日及び6月18日、19日の4日間を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、6月15日、16日及び6月18日、19日の4日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(芳住革二君) 日程第3 諸般の報告 を行います。町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、閉会中の諸行事の出席状況は、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名を、お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長(芳住革二君) 日程第4 行政報告を行います。議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。小竹 町長。

○町長(小竹國昭君) 本日、平成28年第2回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成28年第1回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

はじめに「JR日高線の復旧に向けた取組等について」申し上げます。昨年1月から運休が続いておりますJR日高線につきまして、本年3月の第1回定例会で報告した以降の取組等について、ご報告申し上げます。鉄道会社と地域が一体となって、JR日高線を持続的に維持するための各種取組を検討・推進することを目的として、管内7町長及びJR北海道担当副本部長、日高振興局長、北海道総合政策部担当局長で構成する「JR日高線沿線自治体協議会」の第3回目となる会議が、去る5月26日に当町役場で開催されました。会議では、昨年11月に「JR日高線と地域振興に関する検討会議」がJR北海道に提出した、「JR日高線の利用促進に関する検討報告書」に基づく提案事業のうち、JR北海道への要望事項として掲げた5つの利用促進策、1. 通学、通院、学校行事など地域住民が利用しやすいダイヤの検討、2. 住民が利用しやすい、あるいは利用拡大が見込める駅や乗降場の設置、3. 自治体や交通事業者等との連携強化による地域事情に合わせた列車運行、4. 札幌や新千歳空港につながるJRの利便性を活かしたダイヤの構築、5. サイクルトレインやイベント列車の創設。以上5項目に対しまして、JR北海道の現状として、使用車両の老朽化が進んでおり、これ以上の使用に耐えない車両を廃止し、使用可能な車両の範囲内で列車を運行している状況であり、新たな列車を運行する余力がないこと及び、新たな列車を運行するためには車両数が足りず、車両を新製するための費用が必要である、ということを前提に収支を試算したというものでありました。具体的な対応策として、浦河町内に新駅の設置、静内・札幌間の直通列車運行、様似・苫小牧間のサイクルトレイン運行、様似・札幌間のイベント列車運行、列車行き違い設備の新設について、年間の収支想定の説明がございましたが、列車の新製など、いずれも初期投資額が大きく、経費が収入を大きく上回るというものでございました。しかし、これらの試算にあたっては、当事者であるJR北海道が如何に経費を掛けずに事業を遂行するか、という創意工夫や経営者としての前向きな姿勢が、残念ながら感じ取れるものではございませんでしたので、その旨を率直に申し述べると共に、日高線を持続させるために必要となる具体的な乗車率や事業収支など、JR北海道としての考え方を今回の会合で示すよう申し上げましたところでございます。高波により災害が発生し、その復旧を早期に実行して運行を再開していただくという日高線に限定された問題から、営業赤字・収支改善という日高線のみならず全道

的な問題に話が移行しておりますことに、非常に憂慮しているところでございます。運休から既に1年半が経過し、町民の皆さんをはじめ多くの方が不便を強いられておりますことを、大変申し訳なく思っておりますが、運行再開に向けて管内各町及び関係機関と共に取り組んで参りますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に「新たな観光振興の取組について」申し上げます。当町におきましては、今後さらに人口減少及び少子高齢化の進行が見込まれ、町内における消費の低迷や、それに伴う事業者の廃業など地域経済の一層の衰退が懸念されます。このことを打開するためには、地域外からの交流人口を増やし消費に結び付けることが望まれ、その方策の一つとして観光を取り入れた地域づくりがあります。昨年度実施いたしました観光専門アドバイザー招聘事業により、当町における観光の可能性と攻めの観光モデルづくりについて関係者で学習、意見交換等を行いました。それらのことを具現化し実現するため、町、観光協会、産業団体、観光関連事業者、農業者などで構成する、新冠町観光振興推進協議会が去る5月19日に設立されました。また、事業の推進にあたりましては、国の農山漁村振興交付金が、年度当たり上限額として、初年度800万円、以後500万円、最長5年間交付として採択となっております。事業概要といたしましては、基幹産業で地域資源でもある軽種馬を前面に出し、観光産業の持続発展的な仕組みづくりに向けて、収益事業の確立と維持拡大を前提とし、主体となる人材の育成、着地型旅行商品の開発、地域資源を活かした食や商品開発と、それらに向けた調査研究、プロモーション活動などとなっております。21世紀最大の産業と言われる観光産業について、それを確立するまでには幾つものハードルがあると思いますが、是非それを乗り越えて、新冠らしい観光の形が創造されることを、大いに期待しているところでございます。

次に、北海道農業振興対策資金融通事業に対する損失補償限度額について、ご報告致します。北海道農業振興対策資金融通事業は、農業者の財務体質の健全化に向け、農協系統組織や市町村、北海道の連携による公的資金制度として、平成25年8月1日に施行されたもので、農業者個々の経営改善計画の着実な実践により農業所得の向上を図り、将来とも持続可能な健全経営を目指すとともに、農業者の組織体であります新冠町農協が、適正な自己資本比率を維持し、安定した経営基盤を構築のうえ、更なる農業振興と地域の活性化を目指すものでございます。本事業の実施にあたりましては、平成25年第4回定例会において議決を頂きました3億1千17万3千円を限度額とする債務負担行為に基づき、北海道農業信用基金協会との損失補償契約を締結したところでございますが、対象となる農業者や新冠町農協のご努力により、経営改善計画は着実に履行され、平成27年度末における当該損失補償の限度額は2億6千658万9千円となり、計画を若干上回る早さで損失補償限度額が減少しているところです。これまでに町の財政支出を伴う事案の発生はございませんが、今後とも損失補償の発生リスク軽減に向けて、新冠町農協や系統上部組織、

日高振興局等との連携を深め、安全性の確保と向上に努めて参ります。

次に、「新規就農対策事業の取組状況について」申し上げます。町では、農業の担い手づくりと地域活動を支える人材を確保することを目的に、新冠町農協や農業委員会、農業改良普及センター、農業共済組合で構成する「新冠町地域担い手育成総合支援協議会」を組織し、新規就農対策事業を推進しているところでございます。農業以外にお勤めの方が仕事を辞め、一から農業を始めるには、並々ならぬ決意と多額の投資を必要といたしますが、当町では平成20年度に就農施設等整備費補助金制度を設け、農業資産の取得に対する支援を行うとともに、平成23年度からは地域おこし協力隊・農業支援員制度の運用を始め、研修先となる受入農家の協力を頂きながら、農業生産に係る技術の取得と経営ノウハウを学べる機会を設け、担い手としての資質の向上を図るべく、ソフト・ハードの両面における事業の充実を図って参りました。このような中、本年4月から新たに3名の方が新規就農者として営農を開始されてございます。3名とも就農地は緑丘地区でございまして、2名は農業支援員を卒業され、酪農及びピーマン栽培を主とする野菜農家として就農されました。また、1名は北海道農業公社の第三者経営継承事業を活用し、酪農家として就農されたもので、4月25日には担い手協議会の関係者のほか、研修でお世話になりました受入農家、地元緑丘自治会員の方々に激励会を開催したところでございます。新規就農制度を創設して以降、独立就農された方は合計で11名を数え、軽種馬生産や酪農、肉牛、野菜生産農家として、それぞれが安定した農業経営に向けてご努力されていることと存じます。また、近年は好調な販売成績で推移し、共選出荷体制が更に充実されたピーマン生産において、農家子弟のUターンが顕著に見られ、新規就農者との若手グループを立ち上げ、地域貢献を検討されているとの嬉しいお話も聞こえておりますが、今後とも新規就農者やUターンが進むよう町といたしましても必要な支援を継続して参りたいと存じます。なお、本年度の農業支援員の活動につきましては、3年目の研修となる方が1名、この方はピーマン栽培を主とする野菜農家での独立就農を希望されておりました。現在は就農先の詳細について協議を進めております。このほか2年目となる方が1名、これに6月1日から研修を開始した1名を加えた3名体制で研修を進め、将来の就農に備えているところでございますので、併せてご報告いたします。

最後に今定例会に提案しております案件ですが、人事案件3件、報告案件3件、一般議案5件、平成28年度各会計補正予算4件を提案することにいたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明をいたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申しあげまして行政報告とさせていただきます。

○議長(芳住革二君) 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から行政報告を行います。杉本 教育長。

○教育長(杉本貢君) 議長より発言の許可をいただきましたので、4月以降の教育行政について報告いたします。なお、教育委員会の諸事業の報告につきましては、別紙のとおりとさせていただきます、主なものについての説明とさせていただきます。

はじめに、「教育委員の活動について」であります。5月19日、本年度で4年目になります町内の小中学校のPTA会長との「教育懇談会」を実施しております。本年度は幼小中の連携を図る目的により、新たに認定こども園ド・レ・ミ保護者会の会長にも参加していただき、全国学力・学習状況調査の実施概要や規則正しい生活習慣について、家庭での学習時間の増加に向けて懇談を行っております。当町における教育行政の課題について、懇談を通しご理解いただき、学校、保護者、行政が一体となった教育の推進を図る有意義な懇談であり、継続して実施したく考えております。

次に「学校教育の推進について」であります。例年、教育委員会では、各小中学校、ド・レ・ミ園での経営計画方針について、ヒアリングを行っておりまして、平成28年度のそれぞれの学校経営が定まりましたのでここで概略についてご報告いたします。新冠小学校では、本年225名の児童数となりまして、普通学級8学級、特別支援3学級、計11学級、校長、教頭を含めた26名の職員により学校運営を進めております。学校の教育目標であります「よく考える子ども」「心の美しい子ども」「ねばり強い子ども」「じょうぶな子ども」を推進するとともに本年度は「子どもの健やかな学びを支える教育課程の整備と指導の工夫」を重点目標としております。平成28年度教育行政執行方針に基づく、教育課程編成では、「確かな学力」の育成に向けた取組みとして、学習内容の確実な定着を図る授業実践の蓄積、授業以外での補充・発展学習の日常化、異校種間の連携教育の具体化、算数科の習熟度別指導の確実な実践を掲げております。「豊かな心」の育成では、道徳教育の充実として、年間35時間の授業内容の蓄積と交流・発信、道徳的実践力を高める指導の構造化、児童の理解の促進と生徒指導上の向上として、多面的・実践的な生徒指導研修の実施、QUテスト・いじめ調査・教育相談の有効活用を図ることとしております。「健やかでたくましい体」の育成に向けた取組みとして、ノーゲームデーを中核とした生活リズムづくり、1校1実践に基づく計画的な体力づくりと運動環境の整備推進、マナーと完食率の向上を目指した給食指導の工夫をあげております。次に朝日小学校についてでございますが、児童数69名、普通学級6学級、特別支援学級1学級の計7学級、校長教頭を含めた職員数14名により学校運営を行っております。新冠の自然と共に生き、広い心でたくましく前進する子を学校教育目標としておりますが、平成28年度の重点目標を地域に学び、未来を育む、心豊かな児童の育成といたしまして、地域の「学び」の環境を活かした「朝日ならではの」教育の利点をあらためて見直すと共に、子ども達の将来に向かって身に付けなければならない資質や能力(キャリア教育)の育成を目指し、「基礎・基本の確実

な定着」と「学ぶ意欲」と「学ぶ楽しさ」を育てる教育活動の一層の充実を図ります。また「健やかな身体」と「豊かな心」を育てる教育を進める上で全領域及び新しい教科「道徳」の時間の充実に努め、教職員の資質能力の向上を目指す研修活動の充実に努めることとしております。新冠中学校においては、154名の生徒数でありまして、普通学級6学級、特別支援学級2学級、計8学級、校長、教頭を含めた21名の職員で運営をしております。「知性を練り 人格を磨き 心身を鍛え合う生徒」を学校の基本目標とし、真摯に学ぶ心、他を思いやる心、心身を鍛える心の三つの心、三心教育の実践を教育推進の指針といたしまして、本年度の重点目標を「よりよい人間関係の中で切磋琢磨し合い、基礎・基本と活用力を確実に身につけ、自己実現できる生徒の育成」を目指します。本年度の教育行政執行方針を踏襲した学校経営を基本方針といたしまして、学校経営の重点としては、教職員一人一人が学校の教育目標の実現を目指して積極的に参画し、組織体として実践を積み上げていく創意ある学校経営を推進いたします。学習指導においては、目標・課題が明確で学びの振り返りの場の設定と個に応じた指導・支援による「学ぶ楽しさ」と「分かった、できた」が実感できる授業を目指します。道徳教育においては三心の育成を重点に、豊かな体験活動を生かし人間としての生き方・在り方についての自覚を深め、道徳的実践力を高める道徳教育の展開を図ります。以上が各小中学校の平成28年度における学校経営方針でございます。平成28年度の教育行政執行方針で申し上げましたが、各学校では「特別な教科道徳」の実施に向けて、重点内容項目の設定を行い、道徳教育の質の向上を図る取組みを進めます。また、学校それぞれの教育課題について、教育内容・方法等の調査研究、指導力向上を図ることを目的に日高管内を対象とした公開授業を新冠小学校においては11月16日、朝日小学校では11月24日にそれぞれ行うこととしております。今後、展開されます各学校の諸事業につきましても、議員各位の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

大きな三つ目は、「新冠町立認定こども園ド・レ・ミの教育・保育について」であります。認定こども園ド・レ・ミは平成23年の開設以来、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進に努めて参りました。さて、開設当初の就園率は、全園的には、約40%程度でありましたが徐々に増加し、一昨年度から60%程度に上昇してきています。年齢別には、3、4、5歳児については、当初から約80%程度の就園率でありましたが、0、1、2歳児につきましては、昨年度は1歳児20%から50%に増加し、今年度は2歳児が昨年の20%から60%の就園率に急増してきています。これは、認定こども園ド・レ・ミに対する評価と信頼が高まってきていることの表れとともに、子ども・子育て新制度に基づく施策の成果と受け止めているところ です。今後も引き続き、適切な教育・保育及び子育て支援を行い待機園児を未然に防ぐように努めてまいります。

さて、平成28年度における認定こども園ド・レ・ミの園運営につきましては、心も体も

たくましい子ども、よい人間関係をつくる子ども、感性豊かな子ども、自ら考え行動できる子どもを育成目標としまして、「一人一人の子どもの育ちに向き合う教育・保育」を教育目標とし、自発的な遊びを通して自主性及び共同する力を養い、集団活動を通して、基本的な生活習慣や信頼関係を養うこととしております。ド・レ・ミにおける教育保育については、健康、人間関係、環境、言葉、表現のいわゆる5領域においてそれぞれのねらいを定め日常の指導、行事の内容について進めておりますが、本年度は、体力づくり、絵本の読み聞かせ、体験活動の推進を重点におき指導を進めることとしております。その中でも、4月27日には、保育教諭が朝日小学校まで出向き、体育専科教諭から縄跳びの実践について指導を受けておりました、体力向上に向けた幼少中の取り組みをスタートさせたところでございます。また、5月22日には、当園ホールにおいて第1回園内研修を開催いたしまして、当園職員、子育て支援センター職員のほか、保健福祉課保健師、小学校教諭、新冠町子ども発達支援センター及び様似町こども園の参加により「乳児の発達と愛着形成」を題材に外部講師を招聘いたしまして実施しております。乳児期にしっかりと愛着形成を育てることにより安心感・信頼感が育ち、自己肯定感の基礎となることや、ひとりひとりの子どもの気持ちに寄り添いながら、子どもたちが主体的に選択していける関わりを大切にしたい、質の向上を図った保育・教育を行うことの重要性を再確認する充実した研修となりました。認定こども園ド・レ・ミでは、今後も教育・保育の質の向上を目指すとともに、併設する子育て支援センターの機能であります、子育てに関する相談事業を推進するとともに、母親同士の悩みを分かち、語らいの場、繋ぎ役として様々な事業を実施いたしまして、育児に関する情報提供を発信いたします。これらの連携により、乳児期の子育てに関する支援、幼児教育の推進・保育の充実を図り、子育てに係る総合的な園運営を進めて参ります。

次に、社会教育の推進に関し、社会教育委員の委嘱についてご報告いたします。

本年4月30日をもって社会教育委員の任期が満了となりましたことから、教育委員会において委員選考を行い、去る5月25日開催の第1回社会教育委員協議会において向こう2年間の委員を委嘱させていただいております。今回の委嘱におきましては、5名の新規委員を含め12名の皆さんに就任いただきましたが、地域性や専門性、活動実績などを考慮した委員委嘱とさせていただいたところでございます。委員の皆様には、第7次社会教育中期計画に基づく、事業の評価・検証をいただきながら、私共が掲げております「いきいきふるさと教育」の具現化に向け、効果的な社会教育事業を取り進めてまいりたいと存じます。次に、青少年教育の取組みについて申し上げます。町民センターで実施しております、児童館事業は、本年度から、利用区分ごとの申請をいただくことで、一般の利用に加え、新たに『児童館クラブ』として預かり事業の機能を明確化するとともに、朝日小学校児童が利用可能となるよう、平日にはスクールバスも増便運行しております。5月末における『児童館クラブ』(いわゆる預かり事業)の登録児童は、101名で、新冠小学校

で78名、朝日小学校で23名の利用となっております。特に、朝日小学校児童23名のうち、14名が、スポーツや文化活動、習い事を目的とした利用で、9名が保護者の就労による利用となっております。この取り組みは、町内全域を対象として、子育て支援の一環として改善を図ったものですが、このことにより朝日小学校児童の放課後活動の選択肢や場所が増えたことで、子どもたちが新たな活動を始めるきっかけになったことが何よりの効果であると感じているところでございます。町民センターでは新冠小学校の子ども教室において、多様な体験事業も行なっておりますので、それらを有効に活用し、両小学校児童の交流にも視点を置いた事業運営を行うなど、今後とも教育委員会として、特徴ある子育て支援事業となるよう努めてまいりたいと存じます。以上で、第2回定例会に対する教育行政報告と致します。

○議長(芳住革二君) 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(芳住革二君) 日程第5諮問第1号、日程第6諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長(中村修二君) 諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由を説明いたします。諮問第1号第2号共に引き続き現職を人権擁護委員として推薦したいという提案でございますので、一括して提案理由の説明をさせていただきます。人権擁護委員である諮問第1号の田外清氏及び諮問第2号の扇谷勉氏は、共に平成28年9月30日をもって任期満了となりますが、田外清氏は平成19年から、扇谷勉氏は平成22年から人権擁護委員として熱心に活動をされております。両氏は、人権問題に関する見識も深く、忠実公平さを兼ね備えた方であり、適任と判断していることから、引き続き両氏を人権擁護委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。なお、委員の任期は3年となっております。以上が諮問第1号及び諮問第2号の提案理由でございます。提案通りご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(芳住革二君) お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。これより、諮問第1号についての採決を行います。お諮りします。諮問第1号は、原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、諮問第1号は原案を適任とすることに決定いたしました。次に、諮問第2号についての採決を行います。お諮りします。諮問第2号は、原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、諮問第2号は原

案を適任とすることに決定いたしました。

◎日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(芳住革二君) 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて を議題といたします。武田 修一 議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。(武田議員退席) 提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長(中村修二君) 諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由を説明申し上げます。現在新冠町には3名の人権擁護委員がおりますが、法務局から新冠町の人口数では人権擁護委員が1名少ない状況であり、増員するよう要請がありましたことから、新たに人権擁護委員を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めようとするものでございます。推薦をする方は、武田明美氏でございます。武田氏は現在、新冠中学校評議員、新冠町社会教育委員を務められておりますが、絵本の読み聞かせの会ビックリ箱の代表としても活動されており、小学校で人権に関する絵本の読み聞かせをするなど、ボランティアとして熱心に社会貢献活動に携わっている方であり、人権擁護委員として必要な見識や中立公平さを備えた方であり、適任と判断し、推薦について、議会の意見を求めるものでございます。以上が諮問第3号の提案理由でございます。提案通りご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(芳住革二君) お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。これより、諮問第3号についての採決を行います。お諮りします。諮問第3号は、原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、諮問第3号は原案を適任とすることに決定いたしました。(武田議員、議場に戻る)

◎日程第8 報告第4号 例月出納検査の結果報告について

○議長(芳住革二君) 日程第8 報告第4号 例月出納検査の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査の結果報告がありましたので質疑を省略し、報告のとおり受理することにいたしたいと思っております。

◎日程第9 報告第5号 有限会社 にかっぶホロシリ乗馬クラブ の経営状況の報告について

◎日程第10 報告第6号 株式会社 新冠ヒルズ の経営状況の報告について

○議長(芳住革二君) 日程第9 報告第5号 有限会社 にかっぶホロシリ乗馬クラブ の経営状況の報告について、日程第10 報告第6号 株式会社 新冠ヒルズ の経営状況の報告について 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤 企

画課長。

○企画課長(佐藤正秀君) 報告第5号、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの平成27年度事業実績及び平成28年度業計画につきまして、報告いたします。別紙の報告第5号資料によりご説明申し上げますので、そちらをご覧ください。この資料につきましては、去る5月30日に開催されました第24期定時株主総会で承認・可決されたものでございます。2ページをお開き下さい。事業概要につきましては、国内及び道内の経済状況と乗馬クラブ及び道の駅の実績について、総括しております。乗馬クラブは、利用者が若干前年度から比較して減少し、道の駅はピーマンソフトやふるさと納税特典品の扱いなどにより、総売り上げ総来客数共に過去最高となっております。部門別及び主な行事等の詳細については、記述の通りでございますので、説明を省略させていただきます。次に、第24期の決算状況についてご説明いたしますので、まず10ページの貸借対照表をご覧ください。資産の部、流動資産計6106万9002円、固定資産計213万5186円で、資産合計6320万4188円であります。負債の部は流動負債計606万1142円、負債合計も同額です。純資産の部は株主資本計5714万3046円、資本合計も同額です。負債及び資本合計6320万4188円であります。

(以降、途中説明省略)

○企画課長(佐藤正秀君) 20ページから22ページは平成28年度の事業方針及び事業実施計画となっております。特に21ページからにつきましては、記載の通り乗馬部門及び道の駅部門に分けて重点項目を設定して、事業展開を図ることとなっております。内容等は記載の通りでございます。省略させていただきます。24ページをお開きください。収支予算に係る見積損益計算書でございます。平成28年度は、収入の部は合計9440万1千円で対前年度決算比856万3千円の減。支出の部は、事業支出が9302万3千円で対前年度決算比874万1千円の減。事業外費用が65万4千円で対前年度比1万9千円の増。当年度益金は72万4千円で対前年度決算比15万9千円の増。支出の部合計額9440万1千円で、対前年度決算比856万3千円の減となっております。

(以降、途中説明省略)

○企画課長(佐藤正秀君) 続きまして報告第6号、株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新冠ヒルズの平成27年度事業実績及び平成28年度事業計画につきまして報告いたします。別紙の報告第6号資料によりご説明申し上げますので、そちらをご覧ください。この資料につきましては、去る5月30日に開催されました第18期定時株主総会で承認・可決されたものとなっております。1ページをお開き下さい。1、企業の現況に関する事項(1)事業の経過及びその成果につきましては、国内の景気及び経済状況、当該事業と密接な関係にある日高管内の観光入り込み客数などについて総括しております。前年度に比較して、今シーズン

における入り込み客数が5%超増加し、当該事業に影響が大きいしずない桜祭りについても24%超の増加となったものの、桜の開花とゴールデンウィークが重なり、集客が連休中のみに集中し、長期間の集客とならなかったことや、業務委託に伴う従業員の退職にかかる退職金増加の影響により、売上高・売上総利益・利用者数共に前年度を下回る結果となっております。1ページから3ページにかけましては、部門毎、セグメント毎の売上高や売上総利益、営業利益、利用者数など、それぞれ表に致しまして整理し、分析しております。詳細は記述の通りでございますので、省略させていただきます。次に、第18期の決算状況についてご説明いたしますので、まず12ページの貸借対照表をご覧ください。資産の部は流動資産計6054万47円。固定資産計5141万1929円で資産の部合計1億1195万1976円であります。負債の部は、流動負債計3135万8894円、固定負債計1532万9002円、負債の部合計4668万7896円です。純資産の部は資本金8000万円、利益剰余金計△1473万5920円、株主資本計6526万4080円、純資産の部合計も同額です。負債及び純資産の部合計1億1195万1976円であります。

(以降、途中説明省略)

○企画課長(佐藤正秀君) ページ戻りまして、3ページをご覧ください。資金の調達状況でございます。運転資金として苫小牧信用金庫新冠支店より1500万円借り入れております。融資条件等は記載の通りです。設備投資等の状況は記載の通りです。4ページ対処すべき課題として、集客力のアップ及び適正な原価水準の維持を上げており、これを実行するため平成28年4月1日より、施設運營業務を株式会社ファウンドに委託しております。重点項目については、記載の通りでございます。5ページをご覧ください。(5)財産及び損益の状況につきましては、売上高が第18期は3億773万1382円、当期純利益△306万9735円、1株当たり当期純利益△1918円58銭、総資産1億1195万1976円、純資産6526万4080円となっております。(6)重要な子会社の状況、(7)主要な営業所及び使用人の状況、6ページの(8)主要な借入先については記載の通りでございますので、省略させていただきます。(9)その他会社の状況に関する重要な事項として、先ほど申し上げました平成28年4月1日付で株式会社ファウンドに対し、当該事業の運営を委託するとともに、在籍しておりました従業員53名のうち、希望者36名が株式会社ファウンドに移籍しております。会社の体制及び方針は、記載の通りでございます。説明を省略させていただきます。次に、事業計画をご説明いたしますので、20ページをお開きください。平成28年度の事業方針は、先ほども説明いたしました通り本年度から、施設の運營業務を株式会社ファウンドに委託し、集客力のアップ及び適正な原価水準の維持に取り組み経営収支の改善を図るということにしております。事業方針等については、記載の通りでございます。説明を省略させていただきます。21ページをお開きください。本年度の事業予算についてでございます。本年度の事業予算につきましては、売上原価こちらは仕入れ関係になりますけれども、その売上原価と人件費につきまし

では、株式会社ファウンドへの業務委託料に変更となっております。売上高は前年度と同額、販売費一般管理費も、一部を除き前年度と同額となっております。また、営業外費用にリニューアル企画料として500万円を計上しておりますが、これは、集客力のアップを図るためハード・ソフト両面について、経営戦略を検討するものですが、執行に当たっては、売上高等の経営状況を見ながらということと考えてございますので、場合によっては執行しないこともあり得る内容でございます。最終的な経常利益は823万5千円を見込んでおります。業務委託による効果といたしましては、売上原価及び人件費が前年度決算では、2億1763万9千円でしたが、本年度業務委託料が1億9763万7千円ですので、差し引き2千万円ほどの経費削減となっております。また、業務を適正に推進するために地方公務員法に基づきまして、4月1日より町の企画課長と観光係長が株式会社新冠ヒルズに非常勤無報酬で従事してございます。以上が株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告についてでございます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。報告第5号、第6号については、報告のとおり受理することといたしたいと思います。暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

(休憩 11時 2分)

(再開 11時15分)

◎日程第11 報告第7号 有限会社 日高軽種馬共同育成公社 の経営状況の報告
について

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第11 報告第7号 有限会社 日高軽種馬共同育成公社 の経営状況の報告について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。島田 産業課長。

○産業課長(島田和義君) 報告第7号有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況についてご報告いたします。地方自治法第243条の3第2項の規定により有限会社日高軽種馬共同育成公社の平成27年度決算に関する書類及び平成28年度事業計画に関する書類につきまして、平成28年5月17日に開催されました第44回株主総会において、承認・可決されました内容に基づき、別紙によりご報告をいたします。お手元にお配りしております報告第7号資料の1ページをお開き下さい。はじめに、平成27年度事業実績報告でございます。事業概要でございますが、公社の主要事業となります預託馬事業につきまして、2行目から記載されておりますが、一般預託、中期育成を合わせまして、計画頭数1070頭に対し、実績頭数は1201頭となり、計画を131頭上回る月平均100頭の受入れ成績となりました。貸馬房につきましては、計画頭数800頭に対し、実績頭数は990頭で、計画を190頭上回る成績となり、預託事業の売上高は、2億5975万9千円で前年の2億2725万3千円から3250万6千円の増加となりました。預託馬の販売実績、競馬成績でございますが、各種セール及び在厩中の売却を含め、トレーニングセールで42%。サマー・オータムセール等で61%の販売成績を収めました。育成馬の

競馬成績につきましては、中央競馬においてキタサンブラック号の菊花賞制覇を始め、重賞勝ちやオープン戦、新馬戦での勝ち馬成績を収め、地方競馬におきましても、オープン勝ちなど各競馬場において、優秀な成績を収めております。業務関係につきましては、老朽化した施設や建物の年次更新計画に基づき、職員公宅7棟の新築、ロンギ場の改築を行いました。経費につきましては、円安の影響から輸入材料費等が増加いたしました。経常費用の節減に努め、資産償却等も計画通り実施しました。この結果、平成27年度決算では税引前当期剰余金として778万5千円を計上し、当期純利益は670万7千円となり、財務体質の改善が図られております。2ページから6ページまでは説明を省略させていただきますので、後刻お目通しをいただければと思いますが、2ページから3ページは、主要な行事を掲載しております。4ページは預託馬の月別入厩頭数。5ページは貸馬房の月別馬房状況。6ページは役員一覧と役職員の構成表。7ページは貸借対照表になります。資産の部でございますが、現金・預金、売上債権、棚卸資産、他流動資産を合計した流動資産の合計額は、1億1681万6922円。有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合計した固定資産の合計額は、3億4965万9960円でございます。流動資産と固定資産を合計した資産の部合計額は、4億6647万6882円でございます。次に負債の部ですが、流動負債、固定負債を合計した負債の部合計額は、1億6049万486円でございます。次に、純資産の部ですが、資本金、利益剰余金を合計した純資産の部合計額は、3億598万6396円でございます。負債、純資産の合計額は4億6647万6882円で、資産合計と同額でございます。8ページから12ページは、ただいま申し上げました貸借対照表の明細となっておりますので、説明は省略いたします。

(以降、途中説明省略)

○産業課長(島田和義君) 平成28年度の事業計画につきましてご説明いたします。28年度の事業計画、基本方針でございますが、日本経済がゆっくりとした景気の持ち直しや物価上昇が見込まれる中で、軽種馬産業は昨年より、市場取引等において好循環を維持できる見通しもあり、馬主の購買動向に一層の期待を寄せるところでございますが、公社としては預託頭数の安定化を維持するため、強い走る馬づくりを目指し、中期育成からセリ馴致、本格調教までを一貫して行えるシステムづくりの推進と職員の調教技術の向上を図ってまいります。一般預託事業につきましては、トレーニング、コンサイナーを含め、年間1025頭で計画し、中期育成事業については年間83頭、貸馬房については6厩舎1040頭の計画を樹立して、事業の精査と支出の抑制に取り組み、健全経営に向けて一層の努力をいたします。また、28年度の施設整備と致しましては、老朽化したウォーキングマシンの更新とパドック20基の増設、厩舎の基本設計を予定しております。21ページは預託事業計画書になります。説明は省略しますので、後刻ご覧下さい。収支計画につきましては22ページの損益計算書でご説明いたします。営業損益の部、売上高は預託料収入から社宅貸出収入までの合計額2億4806万円を計画し、ここから売上原価材料費から馬具その他仕入れまでの合計額2億907万円を差し引き、さらに一般管理費370

1万3千円を差し引いた営業利益を197万7千円で見込んでおります。この営業利益に営業外収入合計額646万6千円を加え営業外費用合計額144万1千円を差し引いた経常利益を700万2千円で見込み、ここから法人税等266万1千円を差し引いた当期純利益を434万1千円で計画しております。23ページから25ページは、損益計算書の明細になりますので、説明は省略いたします。以上が有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況でございます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。報告第7号については、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第12 議案第26号 辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長(芳住革二君) 日程第12 議案第26号 辺地に係る総合整備計画の策定について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 議案第26号辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。明和辺地に係る総合整備計画書を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。明和辺地につきましては、同地区の明和新栄線にあります陽明橋及び明和卯坂中山線にあります冠明橋の橋梁の老朽化防災・減災対策を目的に、計画的な維持管理を行うための橋梁長寿命化事業を平成28年度から平成32年度までの5年間新たに整備計画を策定するものがございます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置に関する法律により、交通、厚生、教育、産業振興、施設等の公共的施設の整備をしようとする市町村は議会の議決を得て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、総合整備計画書を総務大臣に提出しなければならないとされており、この場合においては、あらかじめ都道府県知事と協議をしなければならないこととされております。この総合整備計画書の策定に関する知事との事前協議につきましては、平成28年4月4日付で提出いたしましたところ、5月10日付で異議がないとの回答が来ております。また、財政上の特例措置といたしましては、辺地特例債借り入れの80%が交付税算入されることから、過疎債の70%より有利であると言えます。総合整備計画書の策定に当たりましては、事業計画のある辺地地区に係る分のみを記載し、これ以外の辺地地区につきましては、新規事業があった場合に、その都度対応することとなっております。なお、辺地の採択条件といたしまして、交通、自然、文化的諸条件に恵まれないことを当該地域中心部から、駅、学校、医療機関、役場、郵便局等までの距離により点数化いたしまして、100点以上であることが採択条件とされており、この条件により辺地の対象外となる地域につきましては、市街地、節婦、大狩部、高江、朝日となっております。それでは、1ページをお開き願います。総合整備計画書についてご説明いたしますが、個々の辺地概況及び整備を必要とする事業の説明につきましては、省略させていただきます。新たに作成いたします公共的施設の整備計画を

持って提案の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。施設名上段、道路事業といたしましては、橋梁長寿命化計画を予定してございます。事業主体新冠町、事業費総額3000万円、財源内訳のうち特定財源として防災安全社会資本整備交付金が65%の1950万円、残り一般財源1050万円を辺地対策事業債として借入れ、うち80%が交付税措置されますので、一般財源の持ち出しといたしましては210万円となります。以上が議案第26号辺地に係る総合整備計画の策定についての提案理由でございます。ご審議賜り提案通りご決定下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第26号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第26号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第27号 保健師等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例について

○議長(芳住革二君) 日程第13 議案第27号 保健師等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 議案第27号保健師等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げますので、本会議資料をご覧いただきたいと思っております。はじめに改正の要旨についてですが、現在保健師等養成修学資金貸付条例において、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、薬剤師、理学療法士及び作業療法士について、人材育成・人材確保のため学校または養成施設の修学期間中月額10万円以内の修学資金を貸し付けいたしまして、学校または養成施設を卒業後、新冠町の職員として3年間勤務した場合、修学資金の返還義務が免除されますが、近年介護福祉士及び保育教諭。保育教諭は幼稚園教諭と保育士の両方の資格を有する者で、現在認定こども園に採用される職員はこども園に限定されておりますが、この保育教諭及び介護福祉士の確保が困難となっていることに鑑み、介護福祉士及び保育教諭を加える改正を行い、人材の育成確保に努めるものでございます。なお、改正条例の適用につきましては、平成29年度入学生からを予定しており、議決後早々に町民周知及び高等学校への募集事務及び専門学校への制度の周知を行い、平成29年度貸付者の募集を図ろうというものでございます。次に条例改正案についてでございますが、はじめに、題名を医療職及び福祉職養成修学資金貸付条例に改めるものでございます。現在の題名は保健師等となっておりまして、介護福祉士及び保育教諭を加えることにより、保健師等という題名がなじまないことから、

給料表に定めます職種を題名として使用するものでございます。次に社会福祉士及び介護福祉法に基づく介護福祉士及び就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく保育教諭を加える改正を行うものでございます。また条文中、町においてとなっている文言を町及び町内福祉施設においてに改めるもので、保育教諭が勤務できる町内の施設は認定こども園ドレミしかありませんが、介護福祉士においては、おうるの郷やほろしりの里、デイサービスセンターなどで就労できること。また、人材の確保についても町同様に困窮していることから、就労施設の範囲を町及び町内福祉施設においてに改め、就労範囲を町内全域にするものでございます。附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものです。以上、議案第27号保健師等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。ご審議賜り提案通りご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第27号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第27号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第28号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

◎日程第15 議案第29号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について

◎日程第16 議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

○議長(芳住革二君) 日程第14 議案第28号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、日程第15 議案第29号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について、日程第16 議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について 以上3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 議案第28号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更するものでございます。新旧対照表でご説明いたしますので、5ページをお開き願います。この度の改正は、平成27年11月30日北空知学校給食組合の解散によりまして、退職手当組合を脱退したことに伴う規約の変更が主なものとなっております、その他の改正につきましては、文言の整理を行うものでございます。

(以降、途中説明省略)

○総務課長(中村義弘君) 議案第29号北海道市町村総合事務組合格約の変更について、

提案理由の説明を申し上げます。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更するものです。新旧対照表でご説明いたしますので2ページをお開き願います。この度の改正につきましては、北空知学校給食組合の解散により、総合事務組合を脱退したことに伴う規約の変更となっております。別表第1第2条関係、組合を組織する地方公共団体中、空知総合振興局の欄から北空知学校給食組合を削り、加入団体数を34団体から33団体に改める改正を行うものです。

(以降、途中説明省略)

○総務課長(中村義弘君) 議案第30号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更するものでございます。この度の改正につきましては、北空知学校給食組合の解散によりまして、町村議会議員公務災害補償等組合を脱退したことに伴う規約の変更となっております。新旧対照表でご説明いたしますので2ページをお開き願います。別表第1から北空知学校給食組合を削る改正を行うものでございます。

(以降、説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第28号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないので、討論を終結いたします。これより、議案第28号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。次に、これより、議案第29号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないので、討論を終結いたします。これより、議案第29号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手あります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。次に、これより、議案第30号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないので、討論を終結いたします。これより、議案第30号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手あります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。昼食のため、暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

(休憩 11時44分)

(再開 13時00分)

◎日程第17 議案第31号 平成28年度新冠町一般会計補正予算

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第17 議案第31号 平成28年度新冠町一般会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 議案第31号平成28年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。1ページをお開き願います。平成28年度新冠町一般会計補正予算、この度の補正は1回目となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億724万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億5274万5千円にしようとするものでございます。この度の補正の主な内容についてですが、人事異動に伴います人件費の補正、マイナンバーを利用した地方公共団体間の情報連携に係る情報セキュリティ強化対策事業費、町有地売却に伴います関係費用、特典品を伴わないふるさと納税寄附金の増額、ハウス施設に対する補助金、おうるの郷に対する福祉車両の更新及びケアハウス増床に伴う補助金、レ・コード館グランドピアノの更新に伴う備品購入費などとなっております。債務負担行為がございしますので、5ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正、1追加です。レ・コード館町民ホールのグランドピアノの購入費についてです。期間は平成28年度から平成32年度の5年間、限度額は830万9千円。借入先は備荒資金組合となっております。現在使用しておりますグランドピアノは、オーストリア製のベーゼンドルファー社のピアノでザイラー氏が20年間使用した後、平成9年度レ・コード館のオープンにあわせ630万円で購入したもので、製造から40年以上経過しており、ホール用ピアノとして、これらの期間を経過したピアノが、現役で使用されているのは珍しいとされております。昨年度の保守点検で経年劣化により、ピアノ線を押さえるチューニングピンの傾きが指摘され、いつはずれてもおかしくない状況にあることから、修繕の検討要請がありましたが修繕費用、その間の代替えピアノのレンタル料と多額の費用を要すること。また、専門家の意見といたしまして、チューニングピンの抜けはピアノの寿命であり、買い替えが妥当であること。購入にあたっては、国産ではなく、プロの演奏家にも一定の評価のある、こだわりを持った銘柄の選定が必要。ベーゼンドルファーは世界的に評価の高いピアノであり、買い替える際は同等程度が望ましいとのことから、今回ベーゼンドルファーと同等それ以上でありますドイツ製のスタインウェイ社のピアノを購入するものでございます。

(以降、説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第18 議案第32号 平成28年度新冠町下水道事業特別会計補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第18 議案第32号 平成28年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) 議案第32号平成28年度新冠町下水道事業特別会計補正予算の提案理由についてご説明申し上げます。この度の補正の主な理由は、人件費の減額と工事請負費を追加しようとするものでございます。1ページをお開き下さい。今回は1回目でございます。第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ601万5千円を追加し、総額を2億3283万5千円にしようとするものでございます。

(以降、説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第19 議案第33号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第19 議案第33号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山下 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(山下利幸君) 議案第33号、平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について説明申し上げます。1ページをお開き下さい。平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算、今回は1回目の補正です。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ817万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2838万4千円としようとするものです。この度の補正は、4月の人事異動及び6月1日付採用介護職員2名の増員に伴います職員人件費に係る補正でございます。

(以降、説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第20 議案第34号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第20 議案第34号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本 診療所事務長。

○診療所事務長(坂本隆二君) 議案第34号平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。1ページをお開き下さい。平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算、今回は第1回目の補正となります。第1条歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3191万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9787万4千円にしようとするものであります。この度の補正の主な内容でございますが、本年5月より育児休暇を取得しております看護師に係る人件費等の減及び新ひだか町との医療連携協定に基づく電子化による医療情報連携システムの導入に係る委託料の追加。さらには老

朽化により故障となった心電計の更新であります。

(以降、説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長(芳住革二君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(13時34分 散会)